



鳥取県公報

平成 26 年 9 月 12 日 (金)
号外第 8 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (19) (給与課) 2
--------	--

人 委 規 則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月12日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第19号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(昇格) 第8条 略 2～5 略 <u>6 欠員を補充するために職員を昇格させる必要がある場合で、級別資格基準表に定める資格基準に従うことができないと任命権者が認めるときは、第1項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、当該資格基準を満たさない職員を昇格させることができる。</u>	(昇格) 第8条 略 2～5 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。